

平成30年6月
平成30年第3回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 7号	平成29年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	1
報告第 8号	平成29年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 9号	平成29年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書	9
報告第10号	放棄した債権の報告について	11
報告第11号	栃木市土地開発公社の平成30事業年度事業計画書の提出について	12
報告第12号	一般財団法人栃木市農業公社の平成30年度事業計画書の提出について	13
報告第13号	株式会社観光農園いわふねの平成30年度事業計画書の提出について	14
議案第67号	平成30年度栃木市一般会計補正予算(第1号)	別冊
議案第68号	平成30年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)	別冊
議案第69号	栃木市長の給与の特例に関する条例の制定について	15
議案第70号	栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について	17
議案第71号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第72号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第73号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第74号	栃木市観光情報物産館条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第75号	栃木市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第76号	財産の取得について	62

平成29年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
8. 土木費	4 都市計画 費	(仮称) 地域交流セン ター等整備事業	円 1,224,764,000	円 487,407,000	円	円 487,407,000
合 計			1,224,764,000	487,407,000		487,407,000

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通 次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
	487,407,000	487,407,000	31,041,000	177,566,000	278,800,000	
	487,407,000	487,407,000	31,041,000	177,566,000	278,800,000	

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	職員課一般経常事務費	円 1,059,000
		コミュニティFM事業	54,832,000
		ふれあいバス運行事業	324,000
	3 戸籍住民基本 台帳費	個人番号カード交付事業	18,616,000
3 民生費	2 児童福祉費	認定西方なかよしこども園運営費	12,600,000
6 農林水産業 費	1 農業費	首都圏農業確立対策補助事業	63,128,000
		県単独農業農村整備事業（栃木）	7,934,000
		市単独農業農村整備事業（栃木）	2,186,000
		県単独農業農村整備事業（岩舟）	15,610,000
	2 林業費	治山林道管理費（栃木）	6,333,000
7 商工費	1 商工費	山車会館広場拡張整備事業	2,085,000
8 土木費	1 土木管理費	建築指導事業	7,500,000
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	4,500,000
	2 道路橋りょう 費	市道各号線道路改良事業	30,300,000
		市道13249（C268）号線道路改良事業（栃木川原田町）	1,214,000
		市道43402（C13）号線道路改良事業（栃木大宮町）	318,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 0	円	円	円	円	円
54,832,000			49,300,000		5,532,000
0					
18,616,000		18,616,000			
9,073,000					9,073,000
0					
0					
2,186,000					2,186,000
15,610,000		8,540,000		2,440,000	4,630,000
4,983,000					4,983,000
2,085,000					2,085,000
7,351,000		4,962,000			2,389,000
3,305,000			3,300,000		5,000
30,300,000			27,200,000		3,100,000
714,000			600,000		114,000
0					

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道2126・31044 (F21・1-120) 号線道路改良事業 (藤岡太田北)	円 5,583,000
		道普請事業	7,118,000
		市道1030 (107) 号線交通安全施設整備事業 (栃木本町・城内町1丁目)	7,262,000
		スマートIC整備事業	55,235,000
		市道43062 (T②-402) 号線外道路改良事業 (都賀家中)	5,157,000
		市道23051・1037 (O30・1) 号線道路改良事業 (大平下皆川)	12,936,000
		市道2099 (I388) 号線道路改良事業 (岩舟静)	8,000,000
		市道1055 (I139) 号線道路改良事業 (岩舟静)	122,779,000
		市道1005 (N3160) 号線道路改良事業 (西方本城・金崎)	17,416,000
		橋梁長寿命化修繕事業	24,138,000
		市道2042 (233) 号線 (永宮橋) 橋りょう整備事業 (栃木野中町)	59,100,000
	市道22268 (O430) 号線 (堀ノ内橋) 橋りょう整備事業 (大平西水代)	14,756,000	
	4 都市計画費	新大平下駅前地区土地区画整理事業	98,944,000
		平川地区開発事業	8,380,000
		藤岡駅前広場整備事業	4,500,000
今泉泉川線道路整備事業 (栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)		9,908,000	

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
5,583,000			5,000,000		583,000
6,480,000					6,480,000
7,262,000			5,900,000		1,362,000
31,890,000		11,484,000	9,500,000	6,686,000	4,220,000
5,157,000			4,600,000		557,000
7,559,000		5,500,000	1,800,000		259,000
8,000,000		4,125,000	2,400,000		1,475,000
122,779,000		55,000,000	40,500,000		27,279,000
17,416,000			15,600,000		1,816,000
0					
59,100,000		29,425,000	24,600,000		5,075,000
14,277,000			6,800,000		7,477,000
97,207,000		40,900,000	42,400,000		13,907,000
8,380,000					8,380,000
4,500,000			4,000,000		500,000
3,058,000			2,700,000		358,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 住宅費	定住促進支援事業	12,000,000 円
		片柳市営住宅解体事業	91,626,000
9 消防費	1 消防費	防災ハザードマップ作成事業	14,211,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	44,320,000
		小学校洋式トイレ改修事業	530,346,000
		小学校屋内運動場改修事業	132,531,000
	4 社会教育費	栃木市史料調査研究事業	3,000,000
		(仮称) 文化芸術館整備事業	30,005,000
合 計			1,547,790,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 12,000,000	円	円	円	円	円 12,000,000
91,626,000				91,626,000	
14,211,000					14,211,000
26,050,000			15,700,000		10,350,000
530,346,000		134,746,000	355,700,000		39,900,000
132,531,000		16,928,000	108,300,000		7,303,000
3,000,000					3,000,000
30,005,000		3,672,000	18,000,000		8,333,000
1,387,472,000		333,898,000	743,900,000	100,752,000	208,922,000

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

平成29年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 公共下水道費	1 公共下水道費	公共下水道建設事業	円 74,600,000
		公共下水道雨水渠整備事業	162,300,000
合 計			236,900,000

なお、この繰越明許費は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたこと

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 67,280,000	円 11,630,000	円 16,500,000	円 35,500,000	円	円 3,650,000
101,600,000		47,500,000	42,750,000		11,350,000
168,880,000	11,630,000	64,000,000	78,250,000		15,000,000

に伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数 (件)
水道料金（建設水道部水道業務課）	1,544,118	第2号（時効完成）	平成30年3月30日	129
小計	1,544,118			129
市営住宅使用料（都市整備部住宅課）	3,389,100	第2号（時効完成）	平成30年3月30日	20
市営住宅駐車場使用料（都市整備部住宅課）	78,300	第2号（時効完成）	平成30年3月30日	3
小計	3,467,400			23
学童保育事業費負担金（こども未来部子育て支援課）	28,000	第2号（時効完成）	平成30年3月30日	3
小計	28,000			3
合計	5,039,518			155

栃木市土地開発公社の平成 3 0 事業年度事業計画書の提出につ
いて

栃木市土地開発公社の平成 3 0 事業年度事業計画書を地方自治法（昭和 2
2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり提出す
る。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

一般財団法人栃木市農業公社の平成30年度事業計画書の提出
について

一般財団法人栃木市農業公社の平成30年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

株式会社観光農園いわふねの平成30年度事業計画書の提出に
ついて

株式会社観光農園いわふねの平成30年度事業計画書を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出
する。

平成30年6月8日提出

栃木市長 犬川 秀子

栃木市長の給与の特例に関する条例の制定について

栃木市長の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(市長の給料の特例)

第2条 市長の給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じて得た額とする。期末手当の算定の基礎となる市長の給料月額についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年4月24日又はこの条例の施行の際現に市長の職にある者の退職の日のいずれか早い日限り、その効力を失う。

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市税条例等の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によ

「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」とを加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の

適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみな

す。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、

「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場

合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特

定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律

第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び
法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金
額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法
律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により
算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに
定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し
等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める
金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、
その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第
3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭
未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規
定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場
合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項
は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは
消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の9第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第16項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第15項を同条第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第10条の2第14項を同条第18項とし、同条第13項を同条第17項とし、同条第12項を同条第16項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項の次に次の5項を加える。

8 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号

中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第

37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 栃木市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 栃木市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 栃木市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 栃木市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.

2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条第 4 項中「又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第 5 項中「第 3 項第 2 号」を「第 3 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「第 3 項第 3 号」を「第 3 項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「第 3 項第 3 号ア」を「第 3 項第 2 号ア」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項を同条第 9 項とする。

(栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年栃木市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 2 項中「新条例」を「栃木市税条例」に改め、同項第 3 号中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改め、同条第 4 項中「新条例第 92 条第 1 項」を「栃木市税条例第 92 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「1,262 円」を「1,692 円」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 4 月 30 日」を「平成 31 年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 31 年 9 月 30 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中栃木市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中栃木市税条例第36条の2第1項の改正規定及び同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中栃木市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中栃木市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中栃木市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

- (10) 第1条中栃木市税条例附則第10条の2第15項を同条第19項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同条第20項に係る部分に限る。)

生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の栃木市税条例(次項及び次条第1項において「新条例」という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する

部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリー

ス取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(栃木市税条例等の一部を改正する条例(平成27年栃木市条例第49号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の栃木市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売

販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成30年栃木市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30
------	-----------------	--

		年改正条例」という。) 附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合にお

いて、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、

これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の栃木市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成30年栃木市条例第 号。
------	-----------------	----------------------------------

		以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造

たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。こ

の場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正確則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の栃木市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成30年栃木市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは	平成30年改正条例附則

	第 2 項	第 1 1 条第 2 項
第 1 9 条第 3 号	第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 3 9 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項の納期限
第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号）別記第 2 号様式
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 1 条第 3 項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」

欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

(栃木市都市計画税条例の一部改正)

第1条 栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第9項及び第11項」を「附則第10項及び第12項」に、「附則第9項及び第12項」を「附則第10項及び第13項」に、「附則第10項、第12項及び第13項」を「附則第11項、第13項及び第14項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則

第12項とする。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 9 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに

該当するかの別

- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第2条 栃木市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第19項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7項の改正規定及び附則第8項の改正規定は平成31年4月1日から、附則第18項の改正規定及び同項を附則第19項とする改正規定（「若しくは第45項」を「第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。）は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年栃木市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地域こども・子育て支援事業」を「地域子ども・子育て支援事業」に改める。

第7条第2項中「支給認定こども」を「支給認定子ども」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第36条第1項中「この条」を「この条に」に、同条第3項中「支給認定こども」を「支給認定子ども」に改める。

第37条第1項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条」を「栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年栃木市条例第45号)第28条」に、「同条に規定する小規模保育事業B型」を「同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型」に、「同条に規定する小規模保育事業C型」を「同条例第33条に規定する小規模保育事業C型」に、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第39条第4項中「支給認定こども」を「支給認定子ども」に改める。

第42条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第50条中「地域保育給付費」を「地域型保育給付費」に改める。

第51条第2項及び第52条第2項中「支給認定こども」を「支給認定子ども」に改める。

附則第3条中「同項第2号ロに規定する(1)に規定する」を「同項第2号ロ(1)に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 4 号

栃木市観光情報物産館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市観光情報物産館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 8 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市観光情報物産館条例の一部を改正する条例

栃木市観光情報物産館条例（平成27年栃木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を第20条とする。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

第7条を第15条とし、同条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、物産館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に物産館の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第17条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) コエド市場及びわいわい工房の利用に係る事務に関する業務
- (2) 物産館（演奏所を除く。次号において同じ。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 物産館の運営に関し必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第5条及び第6

条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更することができる。

- 3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条から第11条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第19条 市長は、物産館の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、物産館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金を指定管理者に收受させる場合における第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第6条を第7条とし、同条の次に次の7条を加える。

(利用承認)

第8条 コエド市場又はわいわい工房を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により承認された事項の変更については、同項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の承認に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認めるとき。

(特別の設備等の設置等)

第10条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとする場合に生じる費用は、利用者の負担とする。

(利用承認の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用承認の条件又は指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第1.1条第1項の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(施設)

第4条 物産館は、次に掲げる施設その他の当該施設に付帯する施設及び設備をもって構成する。

- (1) 栃木市アンテナショップまちの駅コエド市場（以下「コエド市場」という。）
- (2) 多目的スペースわいわい工房（以下「わいわい工房」という。）
- (3) 栃木市コミュニティFM放送局演奏所（以下「演奏所」という。）

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条、第19条関係）

施設区分	販売品目	使用料
------	------	-----

コエド市場	農産物・農産物加工品等	販売額の15%
	その他	販売額の40%以内で 市長が別に定める額
わいわい工房	—	1平方メートルにつき 日額1,000円

備考

- 1 わいわい工房の利用について、利用する面積が1平方メートルに満たないとき、又は利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 前項の規定により算出して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市風致地区条例の一部を改正する条例

栃木市風致地区条例（平成22年栃木市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 | 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 30,024,000円 |
| 4 | 取得相手 | 小山市大字喜沢1394番地
合資会社 渡辺商店
代表社員 渡辺 圭一 |

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月8日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	雑種地 外	15,979 m ²	栃木市岩舟町三谷字尾籠1096番1 外16筆

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 27,000,000円
- 4 売却相手 東京都品川区大井1丁目20番6号
株式会社日本理化工業所
代表取締役社長 大栗 崇司